

議事要旨(4)過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

石井委員及び五反田屋専門研究員より、過年度遡及修正専門委員会での検討状況と今後の日程案について、審議事項(4)-1「過年度遡及修正に関する検討を行う目的・検討の範囲」、審議事項(4)-2「過年度遡及修正に係る概念(その1)」に基づいて説明が行われ、その後、委員からの質疑に対して応答が行われた。質疑応答の概要は以下のとおりである。

- ・ 過年度遡及修正の会計基準と、証券取引法の財務諸表、会社法の計算書類との関係について質問があった。これについて、例えば会計基準で誤謬の遡及修正を取り扱った場合、そこで遡及修正を求める判断と、証券取引法上の訂正報告書の提出や会社法上の決算確定手続の必要性に関する判断とは別の判断になり、概念上必ずしも連動しないと考えられるため、こうした考え方を前提にしつつも、実務に支障をきたさないように関係する各方面で整理を行っていくことになるのではないかとの説明がなされた。
- ・ 証券取引法の財務諸表のみにおいて過年度の財務諸表を遡及修正した場合、会社法の計算書類と異なる利益が報告されることになり、利害関係者に混乱を招く懸念がないか、との質問があった。この点について、会社法の計算書類でも過年度事項の修正が認められており、例えば期首剰余金で調整することなどにより、異なる利益は報告されないことにはならないのではないかと説明が行われた。
- ・ 連結財務諸表のみ遡及修正すれば、同じ有価証券報告書の中で遡及しているものとそうでないもの(個別財務諸表)が混在し、投資家が混乱するのではないかと指摘があった。また、会計基準として遡及修正を求めるのだから、個別財務諸表を修正するのは当然であるとの指摘があった。この論点については、会社法も一部視野に入れて基準設定を行っているため、非上場企業に対する取扱いも含め、今後も引き続き検討を行ってきたいとの説明がなされた。

以 上